

## 国立大学法人電気通信大学職員退職手当規程

平成16年 4月 1日  
改正  
平成18年 4月 1日  
平成21年 4月 1日  
平成22年 7月21日  
平成24年12月18日  
平成25年 3月22日  
平成25年12月25日  
平成27年 3月26日  
平成28年 3月23日  
平成29年12月20日  
平成30年 3月30日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）第34条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に勤務する職員が退職（死亡を含む。）し、又は解雇された場合の退職手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合にはその者に、職員が死亡した場合にはその遺族に、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を現金で直接支給する。

2 次条及び第7条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。

3 職員（職員が死亡した場合にはその遺族）が退職手当の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(一般の退職手当)

第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の本給月額（国立大学法人電気通信大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第13条に定める本給の調整額が支給されている者にあつては、当該本給の調整額を含む。本給が日額で定められている者については、退職

の日におけるその者の本給の日額の21日分に相当する額。以下「退職日本給月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第12条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者及び就業規則第20条第2項第1号から第3号の規定により解雇された者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 就業規則第18条第1項第2号から第3号の規定により退職した者
- 二 経営上又は業務上やむを得ない事情により解雇された者若しくはその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者
- 三 第12条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 25年以上勤続し、就業規則第18条第1項第2号から第3号の規定により退職した者
  - 二 第12条の2第5項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
  - 三 業務上の傷病又は死亡により退職した者
  - 四 25年以上勤続し、経営上又は業務上やむを得ない事由により解雇された者若しくはその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者
  - 五 25年以上勤続し、第12条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
  - 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
  - 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
  - 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- （本給月額が減額改定以外の理由により本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）
- 第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、本給月額が減額改定（本給月額の改定をする給与規程が定められた場合において、当該給与規程の改定により、当該改定前に受けていた本給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本給月額」という。）が、退職日本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
  - 二 退職日本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
    - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給月額に対する割合
    - ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第9条第4項、第10条第1項、第11条第1項、第13条第3項又は第20条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程によ

る退職手当の支給を受けたこと、第9条第1項に規定する国家公務員等、第10条第1項に規定する他の国立大学法人等の職員若しくは役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第13条第1項第2号及び第3号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、役員、地方公務員、第9条第1項に規定する国家公務員等、第10条第1項に規定する他の国立大学法人等の職員又は役員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- 一 職員として引き続いた在職期間
- 二 第9条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
- 三 第9条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間
- 四 第10条第2項に規定する場合における他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
- 五 第11条第2項に規定する場合における役員としての引き続いた在職期間  
（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第6条 第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く）に規定する者（退職日本給月額が給与規程の指定職本給表7号給の額に相当する額以上である者その他別に定める者を除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その者に係る定年から15年を減じた年齢以上である者に対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職日本給月額が給与規程の指定職本給表5号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1、指定職本給表2号の額に相当する額以上かつ指定職本給表5号の額に相当する額未満である場合及びその者の定年と退職日の年齢との差に相当する年数が1年である場合（指定職本給表5号以上である者を除く。）にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前本給月額	並びに特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（特定減額前本給月額が給与規程の指定職本給表5号給

		の額に相当する額以上である場合には、100分の1、指定職本給表2号の額に相当する額以上かつ指定職本給表5号の額に相当する額未満である場合及びその者の定年と退職日の年齢との差に相当する年数が1年である場合（指定職本給表5号以上である者を除く。）にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第5条の2 第1項第2号	退職日本給月額に	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（特定減額前本給月額が給与規程指定職本給表5号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1、指定職本給表2号の額に相当する額以上かつ指定職本給表5号の額に相当する額未満である場合及びその者の定年と退職日の年齢との差に相当する年数が1年である場合（指定職本給表5号以上である者を除く。）にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2 第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当額

（退職手当の基本額の最高限度額）

第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日本給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 60以上 特定減額前本給月額に60を乗じて得た額
- 二 60未満 特定減額前本給月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日本給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第7条の3 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から	前条の規定により読み替えて適用する第5条

	第5条まで	
	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職日本給月額が給与規程の指定職本給表5号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1、指定職本給表2号の額に相当する額以上かつ指定職本給表5号の額に相当する額未満である場合及びその者の定年と退職日の年齢との差に相当する年数が1年である場合（指定職本給表5号以上である者を除く。）にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第5条の
第7条の2	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（特定減額前本給月額が給与規程の指定職本給表5号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1、指定職本給表2号の額に相当する額以上かつ指定職本給表5号の額に相当する額未満である場合及びその者の定年と退職日の年齢との差に相当する年数が1年である場合（指定職本給表5号以上である者を除く。）にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第7条の2第2号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（特定減額前本給月額が給与規程の指定職本給表5号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1、指定職本給表2号の額に相当する額以上かつ指定職本給表5号の額に相当する額未満である場合及びその者の定年と退職日の年齢との差に相当する年数が1年である場合（指定職本給表5号以上である者を除く。）にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ

及び退職日 本給月額	並びに退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（特定減額前本給月額が給与規程の指定職本給表5号給の額に相当する額以上である場合には、100分の1、指定職本給表2号の額に相当する額以上かつ指定職本給表5号の額に相当する額未満である場合及びその者の定年と退職日の年齢との差に相当する年数が1年である場合（指定職本給表5号以上である者を除く。）にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第6条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第17条の規定による休職（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病による休職、同条第3号、第4号又は第8号に規定する休職を除く。）、同規則第37条第1項第3号及び第4号の規定による出勤停止及び停職の期間、又は国立大学法人電気通信大学職員育児休業等規程（以下「育児休業等規程」という。）第2条の規定による育児休業をした期間又は国立大学法人電気通信大学職員自己啓発等休業規程（以下「自己啓発等休業規程」という。）第2条第4項の規定による自己啓発等休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち次項で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月数」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月数（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月数）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 95,400円
- 二 第2号区分 78,750円
- 三 第3号区分 70,400円
- 四 第4号区分 65,000円
- 五 第5号区分 59,550円
- 六 第6号区分 54,150円
- 七 第7号区分 43,350円
- 八 第8号区分 32,500円
- 九 第9号区分 27,100円
- 十 第10号区分 21,700円
- 十一 第11号区分 零

- 2 前項に規定する休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。
  - 一 就業規則第17条第1項第7号に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間又は自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業（自己啓発等休業の内容が職務の能率的な運営に特に資するものと学長が認めた場合を除く。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等
  - 二 育児休業等規程第2条に規定する育児休業により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児休業等規程第15条に規定する育児短時間勤務により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた前項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
  - 三 第1号又は第2号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- 3 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における第1項及び次項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。
  - 一 職員として引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
  - 二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員（当該従事していた職務が別に定めるものであったときは、別に定める職務に従事する職員）
- 4 第1項各号に掲げる職員の区分は、その者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表第1イ又はロの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、そ



の者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該各月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のものに対する退職手当の調整額は、第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。

6 第4項（第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月数が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

7 調整月数のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間1年未満の者 100分の270

二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

四 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給の月額」とは、職員が受ける給与規程に規定する本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

（勤続期間の計算）

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。

3 職員が退職し、又は解雇された場合（第13条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する場合を除く。以下「退職等」という。）において、その者が退職等の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業等規程第2条に規定する育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児休業等規程第15条に規定する育児短時間勤務をした期間にあつてはその月数の3分の1、自己啓発等休業規程第2条第4項に規定する自己啓発等休業をした期間（自己啓発等休業の内容が職務の能率的な運営に特に資するものと学長が認めた場合を除く。）にあつてはその月数、就業規則第17条第1項第7号に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとる

ことを要しない期間にあつてはその月数)に相当する月数を前3項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条第1項のうち傷病又は死亡による退職に係る部分、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1日以上1年未満)の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国家公務員等として在職した後引き続き職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第9条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続き国又は行政執行法人(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。)若しくは、地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が学長の要請に応じ、引き続き当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等(第10条に定める国立大学法人を除く。以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等としての在職した場合を含む。)した後引き続き再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じて、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の職員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、第8条の規定を準用する。

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ引き続き国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

- 5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続き職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算)

第10条 職員が引き続き他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及びその他機関(以下「他の国立大学法人等」という。)の職員(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構にあつては同機構就業規則に規定する教育職職員に限る。以下同じ。)となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当(これに相当する給付を含む。)に関する規定によりその者の職員としての勤続期間が他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定

められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 第8条に規定する職員として引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の職員(本規程に相当する退職手当(これに相当する給付を含む。)の受給資格を有する者に限る。)から引き続いて職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間(本規程に相当する退職手当(これに相当する給付を含む。)の受給に係る職としての在職期間に限る。)を含むものとする。

(役員との在職期間の通算)

第11条 職員が、引き続いて役員(非常勤の役員を除く。)となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 第8条に規定する職員として引き続いた在職期間には、役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(役員の在職期間を有する職員の退職手当の額の特例)

第12条 引き続いた役員の期間を有する職員の退職手当の額は、第2条の2から第7条の5の規定にかかわらず、当該職員に係る役員の在職期間について、当該役員の業績に並び、増額し又は減額することができる。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第12条の2 学長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- 二 法令による組織の改廃を目的とし、職員を対象として行う募集

- 2 学長は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当っては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- 3 次に掲げる者以外の職員は、別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

- 一 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- 二 就業規則第37条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 三 任期を定めて採用される者

- 4 前項の規定による応募(以下この条において単に「応募」という。)又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、学長は職員に対しこれらを強制してはならない。

- 5 学長は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨

の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、学長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

- 一 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
  - 二 応募者が応募した後、就業規則第37条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
  - 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
  - 四 応募者を引き続き業務に従事させることが大学の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 6 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、別に定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 学長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、別に定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- 一 第13条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - 二 第10条、第11条及び第20条の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
  - 三 募集実施要項に記載された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。)
  - 四 就業規則第37条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
  - 五 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

（退職手当の支給制限）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が職務に対する社会の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 勤続6月未満で退職し、又は解雇された場合（第3条第1項のうち傷病又は死亡による退職に係る部分、第4条第1項又は第5条第1項に規定する場合を除く。)

- 二 就業規則第20条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された場合
- 三 就業規則第37条第6号の規定により懲戒解雇された場合
- 2 学長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知する。
- 3 学長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 一般の退職手当のうち、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
  - 一 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
  - 二 その者の非違により退職した者（第1項各号に掲げる者を除く。）で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として就業規則第37条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたもの
- 5 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その職員については、退職手当を支給しない。

（遺族の範囲及び順位）

第14条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにある場合は、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（遺族からの排除）

第15条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当の支給の一時差止め）

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした

者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
  - 二 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は学長（学長から委任された者を含む。）がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが職務に対する社会の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
  - 二 学長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、支払差止処分を行った学長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があったとき。
  - 二 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過したとき。
- 6 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨

げるものではない。

7 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し懲戒解雇等の処分を受けたとき。

三 学長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 学長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取するものとする。

4 第13条の3第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る退職手当に関し、第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は取り消されたものとみなす。

(退職をした者への退職手当の返還請求)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返還を請求することができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 学長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り行うことができる。

3 学長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取するものとする。

4 第13条第2項の規定は、第1項の規定による返還請求について準用する。

(遺族への退職手当の返還請求)

第18条の2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 第13条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による返還請求について準用する。

(退職手当受給者の相続人への退職手当相当額の返還請求)

第18条の3 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項及び第3項に規定する場合を除く。)において、学長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、学長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。

2 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。

3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、



当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返還を請求することができる。

4 前各項の規定による返還を請求する金額は、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人へ返還請求する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

5 第13条第2項及び第18条第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による処分について準用する。

(調査委員会への諮問)

第18条の4 学長は、第17条第1項第3号若しくは第2項、第18条第1項、第18条の2第1項又は前条第1項から第3項までの規定による処分又は返還の請求を行おうとするときは、役員会に調査委員会を置き諮問することができる。

(端数の処理)

第19条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(地方公務員となった者の取扱い)

第20条 職員が、引き続いて地方公務員となり、地方公共団体に就職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の当該地方公共団体における地方公務員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(雑則)

第21条 退職手当の支給手続その他、この規程の実施について必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(承継職員の特例)

2 国大法附則第4条の規定により職員となった者(以下「承継職員」という。)の第8条に規定する職員として引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 承継職員が引き続き職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合は、この規程による退職手当を支給しない。

4 承継職員のうち大学成立の日から「雇用保険法」(昭和49年法律第116号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に大学を退職したものであって、その退職した日までに法人設立以前の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第10条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(経過措置)

- 5 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定により計算した額に100分の104を乗じて得た額とする。
- 6 当分の間、36年の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 7 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 8 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間における附則第5項の規定の適用については、同条中「基本額は」とあるのは「基本額は、第7条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。
- 9 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 10 退職した者の基礎在職期間中に本給月額が減額改定（平成18年3月31日以前に行われた本給月額が減額改定で別に定めるものを除く。）によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の本給月額が減額前の本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする給与規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による本給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第7条の5第2項に規定する職員の基本給の月額に含まれる本給月額については、この限りでない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより、この規程による改正後の国立大学法人電気通信大学職員退職手当規程（以下「新規程」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における本給月額を基礎として、この規程による改正前の国立大学法人電気通信大学職員退職手当規程（以下「旧規程」という。）第3条から第8条まで及び附則6項の規定により計算した退職手当の額にそれぞれ100分の87（平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」）（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものを除く。）にあっては、104分の87（平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「104

分の98」、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92))」を乗じて得た額が、新規程第2条の2から第7条の5まで及び附則5項から第7項まで並びに附則9項の規定により計算した退職手当の額（以下「新規程等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一 平成18年3月31日及び平成18年4月1日において職員として在職していた者  
平成18年4月1日

二 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項に規定する一般職員として在職した後、平成18年4月1日以後引き続き職員となった者  
平成18年4月1日

三 行政執行法人（平成18年4月1日以後に行政執行法人以外の独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）となったものその他の法人で別に定めるものを含む。以下同じ。）として在職した後、平成18年4月1日以後引き続き職員となった者（当該行政執行法人の職員の退職による退職手当についての改正法による改正後の国家公務員退職手当法（以下「新法」という。）の規定の適用日（改正法附則第2条に規定する適用日をいう。以下同じ。）が平成18年4月1日であるものに限る。）  
平成18年4月1日

四 行政執行法人の職員として在職した後、平成18年4月1日以後に引き続き職員となった者（その者の基礎在職期間（新規程第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）のうち当該職員となった日前の期間に、改正法附則第3条に規定する新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。）  
当該職員となった日

五 平成18年3月31日に新規程第9条に規定する地方公共団体又は公庫等に使用される者（以下「公庫等職員」という。）として在職していた者のうち職員から引き続いて公庫等職員となった者で、公庫等職員として在職した後引き続き職員となったもの  
平成18年4月1日

六 平成18年3月31日に新規程第10条に規定する他の国立大学法人等の職員として在職していた者のうち当該他の国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となったもの  
平成18年4月1日

4 前項第2号から第6号までに掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第2項の適用については、同項中「退職したものと」とあるのは「職員として退職したものと」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「本給月額」とあるのは「本給月額に相当する額として別に定める額」とする。

5 基礎在職期間の初日が新制度切替日（第3項に規定する新制度切替日をいう。次項において同じ。）前である者に対する新規程第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（附則第3項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。

- 6 新制度適用職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新制度切替日以後の期間に、新制度適用職員以外の職員としての在職期間が含まれるものに対する新規程第5条の2の規定の適用については、その者が当該新制度適用職員以外の職員として受けた本給月額、同条第1項に規定する本給月額には該当しないものとみなす。
- 7 新規程第7条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間
第3項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間
第3項第1号及び第4項	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- 本規程（平成16年4月1日施行）附則第5項の適用については、同項中「20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者を除く。）」とあるのは、「35年以下の期間勤続して退職した者」と、「100分の104」とあるのは「100分の87（平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては100分の98、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては100分の92）」とし、「額とする。」とあるのは、「額とする。この場合において、第7条の5第1項中の「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。」とする。
- 本規程（平成16年4月1日施行）附則第6項の適用については、同項中「36年の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」とあるのは、「36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの」とし、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」とあるのは、「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」とする。
- 本規程（平成16年4月1日施行）附則第9項の適用については、同項中「44年」

とあるのは、「42年」とする。

附 則

この規程は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に特定独立行政法人を退職した職員に対する平成18年4月1日附則第3項第3号及び第4号の規定の適用については、同条同項第3号及び第4号中「行政執行法人」とあるのは、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）による改正前の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に独立行政法人大学評価・学位授与機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターに在職した期間のある職員については、第5条の2第2項及び第10条第2項中、「他の国立大学法人等」を「他の国立大学法人等、独立行政法人大学評価・学位授与機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センター」と読み替えて、この規程を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 本規程（平成25年1月1日施行）附則第2項の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」とする。
- 3 本規程（平成18年4月1日施行）附則第2項の適用については、同項中「100分の87」とあるのは「100分の83.7」とし、「104分の87」とあるのは「104分の83.7」とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第7条の4第4項関係）

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表9号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるもの</p>
第2号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表4号俸から8号俸までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるもの</p>
第3号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>2 前号に掲げる者に準ずるもの</p>
第4号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの</p> <p>2 平成8年4月1日から平成16年10月27日までの間において適用されていた一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法」という。）の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、一般職給与法第10条の2に規定する俸給の特別調整額（給与規程第15条に規定する管理職手当又はこれと同等の趣旨の手当を含む。以下「管理職手当」という。）の区分がI種であり、かつ、一般職給与法第19条の4第5項及び第19条の7第4項に規定する期末・勤勉手当の役職段階別加算額（給与規程第25条第2項及び第26条第2項に規定する役職段階別加算額又はこれと同等の趣旨の加算額を含む。以下「役職段階別加算額」という。）の加算割合が20パーセントであったもの</p> <p>3 平成16年10月28日から平成18年3月31日までの間において適用されていた給与規程（以下「平成16年10月以後平成18年3月以前の給与規程」という。）の教育研究職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、管理職手当の区分がI種であり、かつ、役職段階別加算額の加算割合が20パーセントであったもの</p>

	4 前各号に掲げる者に準ずるもの
第5号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち、役職段階別加算額の加算割合が20パーセントであったもの</p> <p>3 平成16年10月以後平成18年3月以前の給与規程の教育研究職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち、役職段階別加算額の加算割合が20パーセントであったもの</p> <p>4 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第6号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>3 平成16年10月以後平成18年3月以前の給与規程の教育研究職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第3号及び第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>5 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第7号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、役職段階別加算額の加算割合が15パーセントであったもの</p> <p>3 平成16年10月以後平成18年3月以前の給与規程の教育研究職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、役職段階別加算額の加算割合が15パーセントであったもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給</p>

	<p>表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>5 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第8号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち、別に定める総括的業務を行う長であったもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>4 平成16年10月以後平成18年3月以前の給与規程の教育研究職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>6 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第9号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの（第8号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>3 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>4 平成16年10月以後平成18年3月以前の給与規程の教育研究職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>6 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第10号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>



	<p>もの（当該在級期間が120月を超える者に限る。）又は4級若しくは5級であったもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成16年10月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、役職段階別加算額の加算割合が5パーセントであったもの</p> <p>4 平成16年10月以後平成18年3月以前の給与規程の教育研究職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、役職段階別加算額の加算割合が5パーセントであったもの</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（当該在級期間が360月を超える者に限る。）又は3級であったもの</p> <p>6 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第11号区分	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成18年4月1日以後適用されている給与規程（以下「平成18年4月以後の給与規程」という。）の指定職本給表の適用を受けていた者で同表7号給の本給月額以上の本給月額を受けていたもの</li> <li>2 前号に掲げる者に準ずるもの</li> </ol>
第2号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成18年4月以後の給与規程の指定職本給表の適用を受けていた者で同表1号給から6号給までの本給月額を受けていたもの</li> <li>2 前号に掲げる者に準ずるもの</li> </ol>
第3号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成18年4月以後の給与規程の一般職本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</li> <li>2 平成18年4月以後の給与規程の教育研究職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>3 前号に掲げる者に準ずるもの</li> </ol>
第4号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成18年4月以後の給与規程の一般職本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</li> <li>2 平成18年4月以後の給与規程の教育研究職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、給与規程第15条に規定する管理職手当（以下「管理職手当」という。）の区分がI種であり、かつ、給与規程第25条第2項及び第26条第2項に規定する期末・勤勉手当の役職段階別加算額（以下「役職段階別加算額」という。）の加算割合が20パーセントであったもの</li> <li>3 前各号に掲げる者に準ずるもの</li> </ol>
第5号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成18年4月以後の給与規程の一般職本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</li> <li>2 平成18年4月以後の給与規程の教育研究職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち、役職段階別加算額の加算割合が20パーセントであったもの</li> <li>3 前各号に掲げる者に準ずるもの</li> </ol>
第6号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成18年4月以後の給与規程の一般職本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>2 平成18年4月以後の給与規程の教育研究職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</li> <li>3 平成18年4月以後の給与規程の看護職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</li> <li>4 前各号に掲げる者に準ずるもの</li> </ol>
第7号区分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成18年4月以後の給与規程の一般職本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</li> <li>2 平成18年4月以後の給与規程の教育研究職本給表の適用を受けて</li> </ol>

	<p>いた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、役職段階別加算額の加算割合が15パーセントであったもの</p> <p>3 平成18年4月以後の給与規程の看護職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>4 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第8号区分	<p>1 平成18年4月以後の給与規程の一般職本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の給与規程の一般職本給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、別に定める総括的業務を行う長であったもの</p> <p>3 平成18年4月以後の給与規程の教育研究職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第7号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>4 平成18年4月以後の給与規程の看護職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>5 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第9号区分	<p>1 平成18年4月以後の給与規程の一般職本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の給与規程の一般職本給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第8号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>3 平成18年4月以後の給与規程の教育研究職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>4 平成18年4月以後の給与規程の看護職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>5 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第10号区分	<p>1 平成18年4月以後の給与規程の一般職本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の給与規程の一般職本給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（当該在級期間が120月を超える者に限る。）又は4級であったもの</p> <p>3 平成18年4月以後の給与規程の教育研究職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち、役職段階別加算額の加算割合が5パーセントであったもの</p> <p>4 平成18年4月以後の給与規程の看護職本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（当該在級期間が360月を超える者に限る。）又は3級であったもの</p> <p>5 前各号に掲げる者に準ずるもの</p>
第11号区分	<p>第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>